

第四十六回国会 文 教 委 員 会 議 録 第二十六号

昭和三十一年五月二十日(水曜日)

午前十時四十五分開議

出席委員

委員長 久野 忠治君

理事上村千一郎君 理事坂田 道太君

理事長谷川 峻君 理事山中 吾郎君

木村 武雄君 熊谷 義雄君

竹内 黎一君 谷川 和穂君

床次 徳二君 中村庸一郎君

橋本龍太郎君 松山千恵子君

山口喜久二郎君 長谷川正三君

小平 忠君

出席國務大臣

文 部 大 臣 灘尾 弘吉君

出席政府委員

文部事務官 小林 行雄君

(大学学術局長)

委員外の出席者 小 平 忠君

議 員 田 中 彰君

専 門 員 田 中 彰君

五月二十日

委員大石武一君及び鈴木一君辞任に

つき、その補欠として竹内黎一君及

び小平忠君が議長の指名で委員に選

任された。

同日

委員竹内黎一君及び小平忠君辞任に

つき、その補欠として大石武一君及

び鈴木一君が議長の指名で委員に選

任された。

同日

理事三木喜夫君同日理事辞任につ

き、その補欠として落合寛茂君が理

事に当選した。

五月十八日

学校給食法の一部を改正する法律案

(小平忠君外一名提出、衆法第五一

号)

同月十九日

日本学校安全会法の一部改正に關す

る請願(白井莊一君紹介)(第三七七

八号)

同(原田憲君紹介)(第三七三九号)

同(松山千恵子君紹介)(第三七四〇

号)

同(熊谷義雄君紹介)(第三七七四号)

同(藤本孝雄君紹介)(第三七七五号)

同(藤山愛一郎君紹介)(第三七七六

号)

同(増田甲子七君紹介)(第三七七七

号)

同(田中伊三次君紹介)(第三八五二

号)

同(田中龍夫君紹介)(第三八五三号)

同(地崎宇三郎君紹介)(第三八五四

号)

同(久野忠治君紹介)(第三九四六号)

同(田川誠一君紹介)(第三九四七号)

同(三田村武夫君紹介)(第三九四八

号)

同(古井喜實君紹介)(第三九八〇号)

同(三木武夫君紹介)(第三九八七号)

同(床次徳二君紹介)(第三九九六号)

同(落合寛茂君紹介)(第四〇〇六号)

同(木村俊夫君紹介)(第四〇〇九号)

幼稚園教員の確保に關する請願(白

井莊一君紹介)(第三七四一号)

同(原田憲君紹介)(第三七四二号)

同(松山千恵子君紹介)(第三七四三

号)

同(熊谷義雄君紹介)(第三七七八号)

同(藤本孝雄君紹介)(第三七七九号)

同(藤山愛一郎君紹介)(第三七八〇

号)

同(増田甲子七君紹介)(第三七八一

号)

同(田中伊三次君紹介)(第三八五五

号)

同(田中龍夫君紹介)(第三八五六号)

同(地崎宇三郎君紹介)(第三八五七

号)

同(久野忠治君紹介)(第三九四九号)

同(田川誠一君紹介)(第三九五〇号)

同(三田村武夫君紹介)(第三九五一

号)

同(古井喜實君紹介)(第三九八一号)

同(三木武夫君紹介)(第三九八八号)

同(床次徳二君紹介)(第三九九七号)

同(落合寛茂君紹介)(第四〇〇七号)

同(木村俊夫君紹介)(第四〇〇九号)

号)

私立幼稚園園児父兄の教育費二重負

担解消に關する請願(白井莊一君紹

介)(第三七四四号)

同(原田憲君紹介)(第三七四五号)

同(松山千恵子君紹介)(第三七四六

号)

同(熊谷義雄君紹介)(第三七八二号)

同(藤本孝雄君紹介)(第三七八三号)

同(藤山愛一郎君紹介)(第三七八四

号)

同(増田甲子七君紹介)(第三七八五号)

同(田中伊三次君紹介)(第三八五八

号)

同(田中龍夫君紹介)(第三八五九号)

同(地崎宇三郎君紹介)(第三八六〇

号)

同(久野忠治君紹介)(第三九五二号)

同(田川誠一君紹介)(第三九五三号)

同(三田村武夫君紹介)(第三九五四

号)

同(古井喜實君紹介)(第三九八二号)

同(三木武夫君紹介)(第三九八九号)

同(床次徳二君紹介)(第三九九八号)

同(落合寛茂君紹介)(第四〇〇八号)

同(木村俊夫君紹介)(第四〇〇九二号)

りんごの学童給食採用に關する請願

(唐澤俊樹君紹介)(第三七五七号)

同(増田甲子七君紹介)(第三七七八

号)

同(松平忠久君紹介)(第三七九九号)

同(小川平二君紹介)(第三九〇四号)

同(下平正一君紹介)(第三九〇五号)

同(中澤茂一君紹介)(第三九〇六号)

同(原茂君紹介)(第三九六五号)

第二十回国体冬季スケート競技会を

藝科に誘致に關する請願(唐澤俊樹

君紹介)(第三七五八号)

同(増田甲子七君紹介)(第三八〇二

号)

同(松平忠久君紹介)(第三八〇三号)

同(小川平二君紹介)(第三九〇七号)

同(下平正一君紹介)(第三九〇八号)

同(中澤茂一君紹介)(第三九〇九号)

同(原茂君紹介)(第三九六六号)

義務教育費の負担軽減に關する請願

(福永健司君外十二名紹介)(第三八

六八号)

学校図書館法の一部改正に關する請

願外二件(上村千一郎君紹介)(第三

九九五号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

理事の辞任及び補欠選任

学校給食法の一部を改正する法律案

(小平忠君外一名提出、衆法第五一

号)

学校教育法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一四七号)

○久野委員長 これより會議を開きます。

この際おはかりいたします。

理事三木喜夫君から理事辞任の申し

出があります。これを許可し、その補

欠選任につきましては、先例によりま

して、委員長において指名するに御異

議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○久野委員長 御異議なしと認め、さ

よう決しました。

それでは、落合寛茂君を理事に指名

いたします。

○久野委員長 次に、小平忠君外一名

提出の学校給食法の一部を改正する法

律案を議題とし、提出者から提案理由

の説明を聴取いたします。小平忠君。

学校給食法の一部を改正する法

律案

学校給食法の一部を改正する

法律

学校給食法(昭和二十九年法律第

百六十号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

3 国及び都道府県は、おそくとも昭和四十四年度までには、すべての義務教育諸学校の設置者が当該義務教育諸学校において牛乳の学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第二十二條第一項に規定する保護者の負担としないで牛乳の学校給食を実施することができ、これを別途として、逐次計画的に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

附則 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

理由

国及び都道府県は、おそくとも昭和四十四年度までには、すべての義務教育諸学校の設置者が当該義務教育諸学校において児童又は生徒の保護者の負担としないで牛乳の学校給食を実施することができ、これを別途として、逐次計画的に必要な措置を講ずるよう努める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○小平(忠)議員 学校給食法の一部を改正する法律案の提案理由につき、御説明申し上げます。

この法案は、去る五月十九日衆議院農林水産委員会において、わが党より提案説明を行いました。学校給食の用に供する牛乳の供給に関する特別措置法案の関連法案として提案いたしましたものであります。

言うまでもなく、わが国酪農は、近

年著しい発展を見せ、成長農業として、米に次ぐ、わが国農業の二大支柱としてその地歩を固めてまいったのであります。ところが、ここ二、三年間において、飼料の高騰、外国乳製品の輸入増加等の諸事情により、さらには、原料を使わぬ色つき牛乳の消費拡大により、その成長は停滞し、最近においては乳量減少のきざしすら見せておるのであります。

このように、わが国酪農生産の前途が、外国乳製品の輸入、あるいは栄養価の少ない色つき牛乳等によって阻害されることは、国内食糧の自給度向上はもとより、国民栄養の確保上からも、由々しい問題と言わざるを得ないのであります。

このときあたり、わが国の将来をになう義務教育課程の児童及び生徒の栄養確保は、きわめて重大であり、なおかつ、これら児童生徒の給食が、すべて国内農業生産物によってまかなわれてこそ、政治のあるべき姿と言わざるを得ないのであります。

しかるに、わが国学校給食の現状を顧みました場合、その多くは、輸入脱脂粉乳によってまかなわれ、国産牛乳の使用は、きわめて微少にすぎないのであります。このことは国内産牛乳の消費増進事業の一環として学校給食を行なうとする酪農振興法第二十四条の三の規定に違反するばかりでなく、開放

経済にあつての国内産業保護の關議決定の趣旨にも反するものと言わざるを得ないのであります。もちろん輸入脱脂粉と国産牛乳とのコスト上の問題点もあろうかと思われませんが、国内食糧をもち、児童、生徒の育成に資することは、当然であり、これに関する国庫

負担は、幼い国民に対する国の義務と言わざるを得ないのであります。

すでに諸外国においては、同様趣旨による給食制度が実施され、スウェーデン、イタリヤ、フィンランド等の各国においては父兄負担はなし、父兄負担を必要とする国においても、その額はきわめて僅少であります。

まして国内酪農生産が行なわれておるにもかかわらず、自国の未来をになう、児童、生徒に対し、安んじからの理由のみによって外国輸入食糧でまかなうかのごとき国家は、世界一カ国たりともあり得ないのであります。

このような立場から、衆議院農林水産委員会にわが党が提出いたしました学校給食の用に供する牛乳の供給に関する特別措置法案は、国産牛乳のコスト中、生産者価格相当分は、国が交付金をもって充当する。残り父兄負担となるべき処理、流通経費については都道府県の補助を促進せしめ、都道府県の補助部分については、さらに国が二分の一を助成する。したがって事実上、父兄負担は、現在を最高として、漸次その解消がはかられていくものなのであります。

この法案は、これら学校給食に要する牛乳を計画的に昭和四十年以降五カ年間、すなわち昭和四十四年までに、すべて国産牛乳に切りかえようとするものであります。

そしてそれまでには父兄負担もまた解消せしめるよう、積極的な施策を行なおうとするものであります。

酪農対策のよろしきを得るならば、昭和四十四年度においては推定六百万トン程度の生産乳確保は可能であり、そのうち全児童、生徒に供する六十万

トンは、きわめて自然な消費として、消化されるものであります。すなわち、供給に関する一切の懸念はないのであります。

政府は、本年度において生乳四十万石を学校給食に振り向けることを決定し、行政措置をもって、その実施をはからうとしておりますが、これらの考えは、あくまでも生産過剰を前提とする余乳処理に根拠を置くものであり、その年度の好況、不況に左右され、実施されたり、されなかつたりし、そのあおりを食う子供こそ、よい迷惑をこうむるものであります。

これらは、あくまでも計画的に着手に進められるべきであり、ここにこの法案の趣旨を求めることができるのであります。

以上の理由によりまして、国産牛乳による学校給食が計画的に実現し、児童、生徒の健全なる身体の発育に資すべく、この法案を提案するものであります。

山村酪農家が、乳価の引き下げにあっていられるにもかかわらず、その子供が、学校で外国ミルクを飲むというような、変則的な制度が一日も早く解消するためにも、委員各位の慎重なる御審議を得て、この法案をすみやかに可決くださいますようお願いいたします次第であります。

○久野委員長 以上で提案理由の説明は終わりました。本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○久野委員長 次に、学校教育法の一部を改正する法律案を議題といたします。

す。質疑の通告がありますので、これを許します。山中吾郎君。

○山中(吾)委員 大臣のおられる時間が少ないので、局長の質問はあとにして、お聞きしたいと思ひます。

この短大の關係の「当分の間」というのを削除するこの法案について、中核的な質問を先にしたいと思ひますが、中教審の諮問との關係は、この法案の改正とどういふ關係になつておるか、それをお聞きしておきたい。

○小林(行)政府委員 中教審の答申は御承知のように昨年の一月にあつたわけでございます。大学教育の改善について」ということで中央教育審議会の答申がございました。しかし、それ以前にも、御承知のように、短期大学關係の制度の問題につきましてはいろいろと諮問もあり、また答申も出ておるわけでございます。今回の中央教育審議会の答申も大体従来ございました線に沿つて答申が行なわれておるのでございます。今回の中央教育審議会のこの答申の中で、短期大学に觸れる部分といたしましては比較的簡單でございます。短期大学は要するに「専門職業教育を行なうものまたは實際生活に必要な知識、技能」を与えるもの、あるいは教養教育を与えるものというふうなことで、その修業年限は二年または三年、これを恒久化するべきであるというふうな言つておるわけでございます。

したがつて、今回の学校教育法一部改正で御提案申し上げておる趣旨は、中央教育審議会の答申の趣旨を生かして、その線に沿つておるものというふうな私どもも考えておるわけでございます。

○山中(吉)委員 そうすると、中教審の答申の思想も、高等教育の目的は學術の深い研究と、高い職業人の養成というのを含んで、日本の大学制度の目的というものがその大学教育の中に当然に入れられておる、そういう思想の中でこの法案が出ておると見ていいですか。

○小林(行)政府委員 中央教育審議会の答申は、この大学の目的あるいは性格というものに関連をいたして、まあ種類分けをしたらよからう、大学といいますが、いわば高等教育機関の中に大学院大学あるいは大学、短期大学、高等専門学校その他の種類分けをしたかどうかという線は答申になっておるわけでございます。その大学の中で、種類分けの中で、四年制の大学と短期大学というふうな区分けをしておるわけでございます。大学全体としての、高等教育機関としての目標はございまして、その中で大学として「主として高い専門職業教育を行なうもの」というのと、それから短期大学といいたしまして先ほど申しましたような趣旨の答申をしていくわけでございます。したがって大学という広い範囲のワケの中では共通でございますけれども、中で分けました区分けとしてのいわゆる四年制の大学と短期大学とは多少のニュアンスの差がございまして、現在まで実施されてきておりました短期大学の制度といいたしても、目標と申しますか法制上の目的は同じでございます。まして、発足以来の実際上の差がございまして、そういうものを中教審の答申でも認めておるわけでございます。

○山中(吉)委員 私の質問をしておるのは、現実に四年制の大学に電気通信

大学がある、それから新宿の私立大学の被服を中心とする文化服装の四年制の大学がある、したがって短期大学と四年制大学というその区別が、目的の差ではなくて、現実に日本の四年制の大学の中に高い職業教育を前提としてすでにできておる、そこで修業年限が二年、三年、四年ということとは関係なく、日本の現在の大学制度というものは、いわゆる高い學術研究と、高い職業教育を含んで、そして大学というところはもう現実に皆さんの認可あるいは設立の中に出ておるから、そこでこの職業教育は何か専門学校に行くべきであるとかいう前提はもうなくなっているのじゃないか、局長の説明の中には、ニュアンスということばを使っておられるけれども、その程度ならば最初から日本の大学の目的というものは、學術の研究それから高い専門職業教育ということをも大つらに出してしまつたらどうか、それが実際の需要にも合うと思うので、それがお聞きしておるわけですか、というの、この法案の本文の改め方の中に、五十二條の中にそのまゝ「大学は、學術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、そのあとに「実際生活に必要な技術、高い職業教育」と入れて、そしてさらに「知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」と一本にしてしまつたらどうか、それを短期大学の項に本文を入れる場合に、六十九條の二に、わざわざ別途にやはり大学ならざる大学だ、という思想をほり込んでおるならば、この問題について、深くこの国会の中で論議しておかないと、論理が透徹しない日本の学校制度

が出てくるというので、一番中核の質問を、あとですべき質問を最初にしていくわけですか、そうしてその改正の文章を見ると、そのあとに「前提に掲げる目的をその目的とする大学は、」という、日本の文章ではわからないような、前提に掲げる目的を目的とする」というような言い方をしておるのです、別なようであり、別でないようである。日本の大学ならざる大学ということをお暗に示しながら、それでもないようなあいまいもこたる本文のいじくり方をしておりますから、それは現実には合わないのだということを私は思うので、お聞きしているのです。一緒にしてしまつたらどうか、そうでないかと、いまの局長の説明は——それなら文化服装学院大学は四年制を認めておる。やはり専門職業技術である電気通信大学を認めておる。そして実際上はまた産業の発達に従って、この短期大学を四年制にそのまま持つてこなければならぬ現実の大学が幾らでもできつあるのじゃないですか、その点はどうかというのを聞いておるわけですか、これは局長のほうから聞いておきたいと思つておる。

○小林(行)政府委員 御指摘のございましたように、四年制の大学の目的は、五十二條に書かれておるのとおりでございます。現在までの短期大学については、法制上は単に修業年限の差だけという点で、それ以外の点では一応四年制の大学の目的の他が準用されておるといふ形でございますけれども、実際にはこの短期大学が四年制大学と全く同じ目的を達成しようとしておる、またはしているというふうには、私も考慮しておりません。短大

制度実施以来の経過もございまして、現状の実態等に照らしまして、おのずからその辺に差がある。要するに同じ目的を掲げておつたといつたにしても、その目的の到達の度合いについては、相当差があつたというふうな考えられるわけでございます。

お尋ねの御趣旨は、大学ならざる大学ということでもなしに、一緒にしたらどうかであろうか、現実に短期大学から四年制の大学に昇格するというようなものもあるではないかと、しかし同時に同つたわけでございますが、しかしその昇格というふうな場合にも、従来その基準とは別個の大学設置基準に従つて四年制の大学にふさわしい中身の大学になつておるかどうかということ、この昇格の認可をするわけでございます。ただ単に文字上のことでは同じであつても、実際の差というものは当然考へていくべきだと思つておる。

○山中(吉)委員 私の言うのは、五十二條に「深く専門の学芸を教授研究し」とあり、そしてこの短期大学の法案の改正の六十九條の二には、「職業又は實際生活に必要な能力を育成する」として五十二條にはあわせて「知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」六十九條の二には「又は」ということばで入れておるわけですか、そういう多様性があるという

目的は、そういう多様性があるというものを当分の間おとりになるならば、一緒にされたほうが現実合つておるのではないかと、あとでしかたなしに掲げたようになつておるから、教育の人間形成という目的を表明している五十二條の一番あとにつけ加えてある「知的、道徳的及び応用的能力を展開」ということが短期大学の目的にはなくなつてしまつておるのです。そうしたら各種学校でもいいということになつてしまつて、五十二條の本文の中に多様性をそのまま示して、「学芸を教授研究し」ということまで入つておるので、その中に何か「及び」ではなくて、「オア」として入れてしまつたらいいのではないかと、それであればびつたりする感じがするのです。その点をお聞きしている。それはなぜかという、先ほど申し上げたように、文化服装学院大学というのを四年制で認めておるの、二年、四年の差であつて、中身は、この六十九條の二に書いてある内容なんです。日本の大学制度が現実の需要に基づいて自然発生的に発達しておつたこの現実の上に立つて、短期大学を当分の間おとりになるならば、思い切つておやりになつたほうが日本の大学の発展のためになるのではないかと、人間形成という立場と深い専門職業教育という二つを兼ね備へた日本の大学の発展のためになるのではないかと考へるのでお聞きしているわけですが、それについての局長の答弁はどうもびつたりしてないわけですか。

○小林(行)政府委員 大学は、学校教育法の五十二條にございまして、上に、「知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」ということばでございまして、これは四年制大学に關すること、このふうに私どもは考へまして、短期大学のほうは、先ごろの中教審の答申にもございまして、職業又は實際

生活に必要な能力を育成する」ということを主眼にいたしているわけでございます。これの実質的な差異は、もちろん両方とも直接社会の要求に役立つことも当然でございますけれども、あわせて四年制大学のほうでは、これは程度の差異も存じませぬけれども、人間の基本的な知能として知的、道徳的、応用的能力の展開、そういうことに役立たせる専門教育ということを考えているわけでございます。いわば短期大学のほうは、直接的に「職業又は実生活に必要な能力の育成」ということに重点を置いておられるわけでございます。もちろん人間形成その他の能力の育成ということも当然出てまいりませぬけれども、その間におけるいわば深淺の差というものは出てくるわけでございます。

○山中(吉)委員 その答弁のびつたりこないのは、この改正法案の文章の中に「深く専門の学芸を教授研究し」ということで、あなたの答弁のように四年制大学を予定している五十二条の文章の中にもあるのです。これは短期大学の新しく項を起した目的の中にも「深く専門の学芸を教授研究し」と出ているわけでは、そこまで共通でしよう。そこまで共通なら、大学の思想でいいのじゃないですか。そして一方は、五十二条でさらに「深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」と書いてある。このことは、どんな学校だって必要だと思ふのです。人間形成という機能を捨てて、単なる職業の技術だけを養成するのは日本の学校教育の思想にはないわけでは、ところがこの法案の六十九条の二から、知的、道徳的、応

用的能力の展開という目的を、この短大からとってしまったんじゃないですか。二重の矛盾があるので、この点はこの国会の中で、誤りのないよう日本大学の発展の方向を見きわめながら論議をしなければならぬ、私はきょうは問題提起をしておきたいと思ふのです。それなら現実に短期大学のほうは知的、道徳的の能力の形成をしていないかというところじゃないか、ちゃんとやっているのですよ。そして一方の四年制の文化服装大学があるじゃないか、認可しているじゃないかということを使は言っている。だから法案の文章と日本大学の現実の姿とは違うので、思ひ切つてやり直さなさい、われわれは実はこれが疑問ならば附則の「当分の間」だけとつて、あとゆつくりと吟味をして本格的な一部改正をまた二段階で出したらどうかという思想であつたわけでは、一応本文が出てきたのだから根本的に論議をしなければならぬ問題が出ておられるのです。そして深く専門の学芸を教授研究し」という目的を短期大学に入れておれば当然応用能力くらいは出てくるはずなんです。それは応用能力を授けるつもりはないんだという説明のされ方をしている。そこで本文の表現のしかたについて、単なる表現ばかりじゃなくて、考案の方の中に間違いがあるんじゃないか。それから事実と合わないんじゃないか。それをひとつ検討していただいで、次の文教委員会で文教委員全部納得するように、ぼくだけじゃない、委員長も納得するように説明をしていただかないと困る。(納得しておるなら

しているほうがおかしいのです。たとえば将来石油大学だとか鉄鋼大学だとか、そういうふうな深い職業技術というものを含んで、しかも人間形成をやつていける日本の大学制度の発展はあり得ると見ている。またそういう方向が望ましいと私は個人的意見では考へているわけでは、そのときに職業教育は別の何か大学ならざるを得ないものなんだというふうな二元論の思想がこの中に出ておるから、修業年限二カ年たらんということと大学の目的、本質、性格とをこつちやに法案を出されておるのじゃないかということをおし上げておるのです。その点検討していただきたいと思ふのです。

次に、現在の大学は短期大学も含んでいわゆる単位制度である、修業年限制度ではないのです。だから、学校教育法では修業年限については一応は書いておる。一応は書いておるけれども、何年以上というふうな書き方をしておいて、何年おれば卒業ということではなくて、教養科目、専門科目を何単位とれば卒業だという制度です。したがって年限が大学の性質を区別する思想ではこの学校教育法はないはずである。文部省において教養科目が何単位、そして専門科目が何単位とれば大学卒業生とみなすという思想の上で立っておるはずである。そのときに二年ならば二年に相応する単位を認め、これが大学の一つの目的にかなう場合には、それは大学だといつて一向差しかえないわけでは、しかし学校をサボつて少しも出ないのに試験のときだけ単位をとつて出るということとは人間形成に合わないから、少なくとも何年以上そこに籍を置かなければなら

い、出席をせよという意味だと思ふのです。そういうことから言つたら、二年以上、三年以上あるいは四年以上、五年、六年というふうな年限において大学の性格の差別をつくるという思想は学校教育法に合わないのじゃないか。その点からも私はこの法案の考へ方の中に、現在の学校教育法の基本的な性格と矛盾があるのではないかと思ふのですが、そこはいかがです。○小林(行)政府委員 御指摘のございましたように、現在の大学制度は医学、歯学を除いてはすべて新制大学は単位の修業年限といつておられます。ただこの大学の修業年限といつては、この単位制を補足する意味での修業年限ということでは必ずしもございませぬで、大学制度といつても考へます場合に、大学の目的、性格と同時に大学の修業年限といつてもは高等教育機関としての大学の性格をきめる一つの重要な要素だと思つておられます。したがつて年限に差のある場合に大学の性格が当然変わつてくるということは考えられることとございませぬ。年限だけの差で目的がそう違わないのなら同じ大学にすべきじゃないか、年限によって差をつけるのはおかしいというところは、私もその辺については慎重に検討しなければならぬ問題がある、むしろそれよりも修業年限に差があるものについては、異種のと申しますか、性格のやまや異なつた大学として扱つてしかるべきものと思つておられます。

○山中(吉)委員 それはおかしいじゃないですか。一方に通信教育で大学の卒業資格を、学士を与えているのじゃないですか。そういうふうな年限といふものは第二次的な条件であつて、戦

後の大学制度というのは単位制度で、どういう科目を何単位とれば大学卒業を認定するというのが第一の条件であるんじゃないかと私は思ふのです。だからこそ勤労青年に対する通信制度を認めておるのであつて、ただこの五十二条のあとにある知的、道徳的の能力を付与するといふ人間形成の目的のためには、一定の学園とか一定のそういう環境の中に入つて、師弟の接触とかいふ関係を結ばなければできないので年限というのが第二次的に入つてきておるのです。したがつて通信教育のほうに、集合教育に適應できない勤労青年には、第一の条件に合つておるからといふので私は卒業認定を与えておると思ふのです。したがつて二年であるか三年であるかといふのは、日本の大学の目的の本質には二次的なものである、これは現在の制度を直視した最もすなおな見方だと思ふのですが、局長の答弁は何か修業年限が本質的な要件であるといふふうに説明をされておるのです。そういう思想ならば短期大学は大学にできないという思想が先に出てくる、そうじゃないですか。

○小林(行)政府委員 修業年限といふものが二次的なものだというふうにおつちやつておられますけれども、私も高等教育機関の性格を考へる場合に、目的と修業年限は併列する非常に大きな重要な要素だといふふうに考へるわけでございます。修業年限のいかんによつてその教育内容の水準あるいは内容自体も相当変わつてくるものといふふうに考へるわけでございます。したがつて四年制に近いような目標を掲げておられます、修業年限のいかんによつては四年制と同じ水準の

い、出席をせよという意味だと思ふのです。そういうことから言つたら、二年以上、三年以上あるいは四年以上、五年、六年というふうな年限において大学の性格の差別をつくるという思想は学校教育法に合わないのじゃないか。その点からも私はこの法案の考へ方の中に、現在の学校教育法の基本的な性格と矛盾があるのではないかと思ふのですが、そこはいかがです。○小林(行)政府委員 御指摘のございましたように、現在の大学制度は医学、歯学を除いてはすべて新制大学は単位の修業年限といつておられます。ただこの大学の修業年限といつては、この単位制を補足する意味での修業年限ということでは必ずしもございませぬで、大学制度といつても考へます場合に、大学の目的、性格と同時に大学の修業年限といつてもは高等教育機関としての大学の性格をきめる一つの重要な要素だと思つておられます。したがつて年限に差のある場合に大学の性格が当然変わつてくるということは考えられることとございませぬ。年限だけの差で目的がそう違わないのなら同じ大学にすべきじゃないか、年限によって差をつけるのはおかしいというところは、私もその辺については慎重に検討しなければならぬ問題がある、むしろそれよりも修業年限に差があるものについては、異種のと申しますか、性格のやまや異なつた大学として扱つてしかるべきものと思つておられます。

い、出席をせよという意味だと思ふのです。そういうことから言つたら、二年以上、三年以上あるいは四年以上、五年、六年というふうな年限において大学の性格の差別をつくるという思想は学校教育法に合わないのじゃないか。その点からも私はこの法案の考へ方の中に、現在の学校教育法の基本的な性格と矛盾があるのではないかと思ふのですが、そこはいかがです。○小林(行)政府委員 御指摘のございましたように、現在の大学制度は医学、歯学を除いてはすべて新制大学は単位の修業年限といつておられます。ただこの大学の修業年限といつては、この単位制を補足する意味での修業年限ということでは必ずしもございませぬで、大学制度といつても考へます場合に、大学の目的、性格と同時に大学の修業年限といつてもは高等教育機関としての大学の性格をきめる一つの重要な要素だと思つておられます。したがつて年限に差のある場合に大学の性格が当然変わつてくるということは考えられることとございませぬ。年限だけの差で目的がそう違わないのなら同じ大学にすべきじゃないか、年限によって差をつけるのはおかしいというところは、私もその辺については慎重に検討しなければならぬ問題がある、むしろそれよりも修業年限に差があるものについては、異種のと申しますか、性格のやまや異なつた大学として扱つてしかるべきものと思つておられます。

教育を行なうことができないわけでは
ないが、したがって同じような目
標をねらっておいても性格の違ふと申
しますか、實際上性格の相違がそこに
当然生じてくるものと思つておりま
す。

○山中(吾)委員 それは四年と二年で
すから、實際上の単位の数は少なく
なるかもしれない。しかしながら狭い
一つの實際生活に必要な技術教育とい
うものならば、二年の間に集約し
て、三年ないし四年の専門高等知識と
いうものはとれるわけですね。した
がつて、私の言うのは、その本文の変
えられた中に、日本の大学には、深い
学問の研究と高い職業技術というもの
を目的としたものを拡大するんだとい
う思想ならば、職業技術を中心として、
あわせて人間形成を目的とした大学な
ら二カ年でもできる、もつと学問研究
を中心として、深い学問というならば
足りないというだけの話で、大学その
ものの目的については差別をしないで、
目的を広くして思い切つてやるな
らば、条文を変えて五十二条と六十九
条を別にするようなことは要らない
んじゃないか、そういうことを申し上げ
ておる。現実にはもうそうなつてお
るのです。しかも一番欠陥があるのは、
道徳的、知的能力を目的とする必要が
ない、六十九条の二は反対解釈でそう
なつてしまつてゐる。五十二条から
とつてしまつてゐる。そこところは審
議の中でも少し検討しなければならぬ
と思つたので、その点はもう時間がな
いから、本質的な問題を保留したいと思
つたのですが、次に大臣が退屈なよう
ですからお聞きします。

これは大学急増対策というものと聞
きまして、これは四年と二年で
すから、實際上の単位の数は少なく
なるかもしれない。しかしながら狭い
一つの實際生活に必要な技術教育とい
うものならば、二年の間に集約し
て、三年ないし四年の専門高等知識と
いうものはとれるわけですね。した
がつて、私の言うのは、その本文の変
えられた中に、日本の大学には、深い
学問の研究と高い職業技術というもの
を目的としたものを拡大するんだとい
う思想ならば、職業技術を中心として、
あわせて人間形成を目的とした大学な
ら二カ年でもできる、もつと学問研究
を中心として、深い学問というならば
足りないというだけの話で、大学その
ものの目的については差別をしないで、
目的を広くして思い切つてやるな
らば、条文を変えて五十二条と六十九
条を別にするようなことは要らない
んじゃないか、そういうことを申し上げ
ておる。現実にはもうそうなつてお
るのです。しかも一番欠陥があるのは、
道徳的、知的能力を目的とする必要が
ない、六十九条の二は反対解釈でそう
なつてしまつてゐる。五十二条から
とつてしまつてゐる。そこところは審
議の中でも少し検討しなければならぬ
と思つたので、その点はもう時間がな
いから、本質的な問題を保留したいと思
つたのですが、次に大臣が退屈なよう
ですからお聞きします。

連して行くと思つたのですが、新聞によ
るとすでに文部省では大学急増対策に
ついていろいろ苦心をされておる。そ
ういうときに、一方に短大というものも
その役割を果たしておるようでも、
計画を見ると、短大の人員増加の分は三
万とか何か出ておるようでありませ
ん、そういう関係で、大学急増問題を、
ちよつとお聞きしておきたいと思つた
のです。おそろくいまのような行き方
すれば、同じような政治問題、社会問
題が私は起こると思つたのであります
が、現在のように大学を多くするとか
しないとかいうことだけではない、
もつと根本的に、こういう機会を利用
して、日本の大学制度の再検討をされ
るという、根本的なものにまでさか
のぼつて御検討なさつておられるかど
うか、それを先にお聞きしておきたい
と思つた。

○灘尾国務大臣 大学急増の問題につ
きましては、これまでも申し上げてお
りますとおり、真剣に実は検討いたし
ておるところであります。国民の教育
という点から申しますれば、大学に入
学することを志望する人の数に応じて
やはり受け入れ態勢のことは考へてい
かなければならぬということに申すま
でもないこととあります。同時に、ま
た大学の使命、こういう点から考へま
して、大学教育の水準というものはど
こまでも維持してまいらなければなら
ぬ、こういうふうな要素を勘案いたし
まして、要当な結論を得たいと思つて
おります。新聞紙上等にあるいは十
万人を予定するとかあるいは私学に
どの程度を予定するとかいうような数字が
ちらほら見えておりますが、まだこれ
は文部省といたしましては結論ではご

ざいませぬ。各関係の向きの事情ある
いは御意見等も十分伺ひまして、今日
の日本の状態のもとに許される妥當な
結論を得たいと思つて、せつかく検討
いたしておるところであります。その
間において、大学制度の問題につきま
しては、中教審からすでに御答申をい
ただいておるわけでございます。これに
つきましてもいろいろ検討はいたしま
したが、この問題はまたきわめて恒久
的な性格を持った問題でもございま
す。検討すべき範囲もまたことに広い
のであります。現に文部省におきまし
ては、中教審の答申の線をもとにいた
しまして、いろいろ研究はいたしてお
りまして、今回の急増対策に直
にすべてが間に合うかどうかというこ
とになりますと、この点は何とも申し
上げかねる状態でございます。検討の
結果急増対策に役に立つというふうな
結論が出ますれば、これはもちろん取
り入れてやつてまいりたいと思つてお
ります。これらの問題につきましても
十分慎重にやりたいと思つておるま
す。これはたしてどの程度のことか
から取り入れられるかというふうなこ
とにつきましても、まだ結論を得てお
らないような状態でございます。大
学制度全般についての問題は、よほ
ど将来を考へました上で結論を見出さ
なければならぬまいかと思つておるよ
うな次第でございます。

○山中(吾)委員 あとは質問をいたし
ませぬ。局長のほうから資料を出して
いただきたいので、要望だけ申し上げ
ます。
その一つは、現在昼間、夜間を区別
して大学制度を差別しておる。とこ
ろが昼間に勉強しても夜勉強しても学

問には変わらないのです。すでにだ
んだんマンモス大都市になつて、朝
ら電気をつけている会社があつて、夜
勉強していると同じように執務し学問
をしてゐる。電気がついてゐるとき
の学問と電気がついていないときの学問
に差別がないわけでございます。だか
ら昼間と夜間の二部制というものは廃
止をされて、いわゆる単一制にして、午
前中から勉強したい者と午後からした
い者は、希望をよつて単一的な学部
にすれば、倍入れて現在の設備を使
うことが一つ考えられると思つた
ので、現在の東大にしてもああいう膨
大な設備、これは幾ら金があつても急
増対策として新しい大学をつくること
はできないわけですね。昼間と夜間の差別
待遇をなくすということも含んだ、そ
ういふ設備をフルに使うということ
を合んだ大学の急増対策の検討をして
いただきたい。その場合に必要なのは、
教授や助教授の養成にすぎないと思
つたので、先生だけだ。現在の助教授は定
員がなくて教授になれないで、秀才雲
のごとくうつつつとしてしまふない状
態にあるから、それを教授にする。助
教授を教授にする。学位を持つてい
る助手は助教授にし、助手を養成して、そ
うして大学を希望する者は、夜間昼間
を省けば設備が十分にあるのですか
ら、そういう教授、研究者の養成、同
時に日本の科学技術その他の発展のた
めに必要で、不足を訴へてゐるときで
ありますから、この二年の間にそれに
重点を置けば、急増対策の場合に学生
が二倍になつても、大学教授の質を
下げないで青年の希望を満たすだけの方
法があると思つた。そういう点について

の資料をひとつ提出してもらいたい
と思つた。
それから夜間の場合については勤
青年だから勉強が不足だとかどう
いうふうなことを言つて、どこか差別
待遇があると思つたので、現在の昼間の学
生でアルバイトをしてゐる学生は何
あるか知らしてもらいたい。それから
試験だけ受けて学校に出ない学生
は何あるか知らしてもらいたい。そ
うすると夜間を差別するといふのは
かしくなつてくる。夜間の人のほう
はむしろ必ず学校に行つておる者が
多いんじゃないか。そういうので常時
欠席の学生のパーセンテージと、アル
バイトしておる夜間の学生よりも、
学校に出ないで試験だけ受けて卒業
する、あるいはカンニングをやつてお
るのが多いんじゃないかというよう
に思つたので、その辺の基本的な
検討を私にほつてもらいたいと思
つたので、調べていただきたい。

次に入学試験の問題についても私
は検討してもらいたいので、資料を
願ひしたいと思つたのですが、現在
高等学校の成績が大学に入学した
あととどういふ相関関係にあるか、
それから入学試験の成績と大学に
入学したあとの成績との相関関係、
どちらが多いか、高等学校の成績
が優秀な者か、入学試験の成績が
優秀な者か、入学試験の成績が
優秀な者が大学の成績が優秀な
者か、これを調べたい。私の
聞くとところによつては、大学の入
学試験の成績のいい者は大学に入
ったあとに優秀な者か、そうでな
くは、高等学校の成績が優秀な者
が大学の成績が優秀な者か、
を出してゐると聞いておるのですが、
もしそうならば、現在の入学試験の再

検討を高校、大学急増対策の中において私は消化してもらいたい。これは資料を出せませぬ。調べられるでしよう。文部省の権威によれば、そんなものはできないはずはない。

○小林(行)政府委員 最初の昼夜間制度の差別を廃せということに関する資料でございますが、現在私のほうの手元におそらくあつて、御提出できるのは、昼間の学生のアルバイトの状況については、これはさつそく調製してできると思いますが、夜間を含んだ急増対策、あるいはその他の資料、それから学校に出ていない学生のパーセンテージというようなことは、ちよつと私は困難じやなからうかと思ひます。

それから二番目の入学試験問題に関する資料でございますが、これにつきましては、御承知のように現在能力開発研究所でだんだんそれらの点に着目をして、テストを行ない、またその方面について追跡調査もすることにいたしておりますが、現在までにはそういった資料は出ておりません。もちろん私的な学者あるいは研究者の個々の調査報告等がございますけれども、全体的にそれらを基礎づけるような基礎資料は現在までできておりません。

○山中(善)委員 そこで大臣に一つだけ聞いておきたい。そういう資料がある程度出たときに、この急増対策の場合に、各大学の入学試験の中で、ある程度の資格試験的性格を加味して、東大なら東大、東北大なら東北大でけっこうですが、過去三カ年の入学試験の合格基準を上回る者は、不公平にならなように全部入れる。それは各大学のべつまくなしの資格試験じやないのですか、その大学の入学試験の過去三

カ年の実績によつて、それ以上上回っている者は教育の機会均等の立場から入れるということをお前提として急増対策を立てるべきであつて、何万人ふやす、何万人ふやす、あんなばかなことを言へば議論は五分五分で、せつかく苦心をしても、はみ出る限りは、私は文部省は敬意を表されたいと思つたのです。そういうことの中で、夜間昼間の区別をなくしてもいい実態が出ればなくすべきじやないかということをお申し上げたので、いまの資料はなかなか困難だと局長は言いますけれども、大臣は言明をして、その資料を出せというふうにして出していただかなければ、こういう問題はこういうときに解決しなければ、二年あとの問題ですから、いま緊迫した問題ではないかわりに、またそういうことはできると思つたので、要望いたしておきます。そしてそのあと続いて急増対策と短大の関係を関連しながら質問をいたしたいと思つたので、大臣はいまお帰りになるそうですから、その関係の質問はここで保留しておきます。

○久野委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は来たる二十二日午前十時より開会することとし、これにて散会いたします。

午前十一時三十五分散会